

「かごまる」は、第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文大会）のマスコットキャラクターとして誕生しました。

今後は、児童・生徒の文化活動の更なる活性化を図るとともに、県教育委員会の取組や教育活動を実施する各種団体等の広報等に活用していただくため、鹿児島県教育委員会公式キャラクターとして活用します。

このガイドラインは、「かごまる」が皆様に親しまれ、様々なイベントや広報等に活用していただくための基準等を定めたものです。

1 名称について

鹿児島県教育委員会公式キャラクター「かごまる」



▲かごまる

2 使用基準について

(1) 著作権等

キャラクターに関する著作権や使用の承認に係る権利は、鹿児島県教育委員会に帰属します。このため、キャラクターを使用する場合は、必ず使用前に届出又は承認申請を行ってください（著作権法に定める著作権の制限に該当する場合を除く。）。

※ キャラクターの使用とは、「キャラクターデザインの使用」を指します。

(2) 使用基準

ア 使用のルール

(ア) キャラクターの使用承認は、キャラクターのPR及び本県教育の振興に寄与すると見込まれるため行うものであり、キャラクターを使用した商品等を推奨したり、品質を保証するものではありません。

(イ) 原則として、商品名などと続けて表記することはできません。

(ウ) キャラクターを使用する場合は、商品等のキャラクターとの混同を防止するため、「©鹿児島県教育委員会かごまる」又は「©pref kagoshima kagomaru」（使用承認が必要な場合は承認番号も）を明記（5pt以上）してください。

(エ) 製造物の場合、使用団体名と連絡先を表示するなど製造物責任における責任の所在を明記してください。鹿児島県教育委員会は製造者ではなく、製造物に何ら責任を追うものでないことに留意してください。

(オ) 食品への使用は、原則として、鹿児島県内で製造又は販売される場合に限りま

イ 使用できない場合

次の場合は、キャラクターを使用できません。

- (ア) 法令及び公序良俗に反する認められる場合
- (イ) 鹿児島県教育委員会の品位を害すると認められる場合
- (ウ) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (エ) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (キ) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (ク) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (ケ) キャラクターを著しく変形していると認められる場合
- (コ) その他キャラクターの使用が適当でないとして認められる場合

(3) 使用の手続きについて

キャラクターデザインの使用に関する手続きについては、「鹿児島県教育委員会公式キャラクター「かごまる」使用取扱要領」に定めるとおりです。

3 使用できるキャラクターデザインについて

キャラクターのイラストを使用する際には、勝手に改変したりせずに、原則として本マニュアルにあるデータをそのまま使用してください。

変更禁止例：要素の比率の改変，変形（長体・平体・斜体），色の改変，キャラクターを重ねて表示，要素の位置変更や反転表示，顔の表情の改変，識別の難しい背景との表示，キャラクターの解体，キャラクターが識別できないほどキャラクターの上に別の要素を重ねる など